

入札説明書

本説明書は、令和8年11月1日からの独立行政法人国立病院機構広島西医療センターにおける入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための軽食喫茶の各設置・運営者（以下「運営者」という。）の公募に関して定めるものである。

1. 事業名

独立行政法人国立病院機構広島西医療センターにおける軽食喫茶の設置・運営事業

2. 運営者の決定方法

運営者は、次に定める交渉権者の中から交渉が成立した者とする。

（1）公募の公示に基づいて有効な公募を行った者を交渉権者とする。

（2）交渉権者が複数の場合は、企画書に基づき、当院の売店等設置運営検討委員会（以下「委員会」という。）が決定した得点の高い順に交渉順位を付し、最も高い得点の者を第一交渉権者とする。ただし、第一交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

（3）委員会の構成員は、院長が別途定める。

3. 企画書作成に係る基本的事項

（1）企画書は、別添仕様書を参考に、当院の提案内容を十分踏まえて作成することとし、患者等の意向を満たす運営とすること。

（2）当院の職員等の勤務形態などに配慮すること。

（3）開設のための設備整備（仕様書に記載している事項並びに当院が運営者と協議のうえ措置するものを除く。）及び運営に係る費用は、全て運営者の負担となること。

また、運営者の責による貸付場所の破損に係る修繕及び賃貸借契約の終了に伴う貸付物件の原状回復についても運営者の負担で適切に実施すること。

（4）貸付場所の賃貸借契約期間は、令和8年11月1日～令和16年9月30日であり、貸付（運営）期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって引き続き運営する意思表示がなされた場合であっても、病院長がこれを認めない場合は、当初契約期間のみの運営となること。（契約更新のない定期建物賃貸借契約を締結）

4. 応募申込書、企画書の提出先

〒739-0696 広島県大竹市玖波4丁目1番1号

独立行政法人国立病院機構広島西医療センター

事務部 企画課 企画課長

電話0827-57-7151（内線2727）

5. 応募申込書別紙1、企画書の提出期限（企画書は8部提出のこと。）

令和8年10月16日（金）12時00分（必着） 持参又は郵送

6. プレゼンテーション

令和8年10月19日（月）15時00分～

7. 選考結果の通知

令和8年10月27日（火）までに文書で通知する。

8. 企画書の作成要領

- (1) 企画書は、別添「別紙2」の構成により作成すること。
- (2) 添付資料（原則としてA4版で作成し8部用意すること。）
 - ①運営組織及び人員配置、勤務シフト
 - ②店内等の配置図
 - ③予定設備等のリスト
 - ④収支計算書
 - ⑤その他参考資料

9. 提出書類

本件に際し提出する書類は、応募申込書のほか次のとおりとする。

- (1) 企画書「別紙2」（8部提出すること）
 - ※示された項目を満たしていれば様式は問わない。
- (2) 誓約書「別紙3」
- (3) コンプライアンス推進のお知らせ「別紙4」
- (4) 承諾書「別紙5」※ 契約の相手方のみ

10. 特記事項

- (1) 企画書の提出者は、当病院事務部企画課担当者（以下「担当者」という。）が要請した場合は、追加資料の提出又はヒアリング等に応じること。
- (2) 運営内容について、企画書の内容からさらに詳細を定める必要があるときは、当病院と運営者が協議の上、別に定めるものとする。
- (3) 詳細は仕様書によるものとし、他に定めのない事項は、担当者が別途指示する。
- (4) 当公募への応募に際し知り得た当病院の情報等は他に漏らさないこと。
- (5) 企画書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

**独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
におけるテナント（軽食喫茶）の設置・運営事業の仕様書**

● **病院概要**

施設名：国立病院機構広島西医療センター

所在地：広島県大竹市玖波4丁目1番1号

病院の規模：一般病床440床 27診療科

患者数：入院患者：387人／日、外来患者：345人／日（令和7年度実績）

職員数：約667人（令和8年4月現在）

外来診療日：原則として月曜日から金曜日。ただし、祝日に関する法律に定める

祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休診

【**契約期間**】

令和8年11月1日 ～ 令和16年9月30日（7年11ヶ月）

（現在の運営者が10月初旬に撤退することに伴い、事業者の円滑な入替えを図るため、受託者は10月中から引継ぎ、店舗準備等を開始し、早期に営業開始すること。なお、営業開始日や開業準備期間中の営業等については決定した運営者と当院担当者とで打ち合わせのうえ決定する）

【**設備保守等**】

下記事項については、必須条件とする。

- ・ 企画書に基づき建物に造作を行う場合は、原状回復に関する事項を定めた書類を契約締結後、別途作成する。
- ・ 防火・防災体制を確保するため、設備の増設等に関しては病院側の指示に従い、無理な設備の設置は行わないこと。また、病院が計画する防火・防災体制への協力を図ること。（具体的な内容については運営者と当院担当者とで調整）
- ・ 各テナントに合わせた引き込み等に関しては、図面を参考のうえ、運営者側で整備すること。（事前に運営者と当院担当者とで打ち合わせのうえ、当院の了解を得る必要あり）

【**契約期間中における契約解除**】

- ・ 以下に該当する場合で、かつ、当院から契約解除の通知をした場合は、3ヶ月が経過した時点で契約は終了するものとする。この場合、運営者は一切の補償・弁償、義務の免除を請求することができない。

① 企画書の提案内容が自社のみによる企画ではなく、他の者との提携による企画であり、運営開始後に提携解消等により企画書に記載した内容が履行できなくなった場合

具体例1 フランチャイズ契約による他者のサービス内容を企画書に記載していたが、運営開始後フランチャイズ契約を解消した場合

具体例2 特定社の商品の提供を企画書に記載していたが、運営開始後に商品の大半が当該社の商品ではなくなった場合

② 運営者が正常な運営を継続することが困難と当院が判断した場合

具体例3 事件、事故、不正行為、その他不誠実な行為により、利用者から運営店舗の利用忌避が見受けられる場合

【必須条件】

下記の事項については、必須条件とする。

- ・ 建物造作等により運営に遅延が生じる場合は、仮店舗等により利用者へのサービス低下が発生しないように努力し、契約開始日より一ヶ月以内には本稼働すること。
- ・ テナントの運営において発生する廃棄物等の取扱いについては、適切に衛生管理を行い、運営者の責任で処理すること。
- ・ 光熱水料については運営者側の負担とし、毎月の請求額は、当院がメーター等により使用量を測定し算出した金額を通知するので適正に納めること。
- ・ 常駐スタッフの駐車場は運営者が準備すること。物品搬入に関しては、指定車両専用駐車場ゲートから行うこととする。（午前中はゲート開放のため無料、午後は有料）
- ・ 売上データ、客数等の報告を求める場合があるので対応可能であること。（次回契約時には参考資料として公表する。また、通常価格より有利な価格で販売したものの販売数などを把握し、患者及び職員への還元額を求めることもある。）
- ・ 業務責任者を最低1名配置し、日常業務の上で、当院との対応責任者としてすること。
- ・ 定めのない事項については、提供内容に基づく協議を行い、可能な限り当院の意向を尊重した決定を検討するものとする。

【貸付予定面積】 57.53㎡（別紙図面参照）

【営業時間】 平日11:00～15:00（土日祝日、年末年始の休日等の営業を除く。）

※運営者の提案によるが、上記以上の営業時間を提案すること。

【建物貸付料】 病院への建物貸付料については免除する。

【販売手数料】 病院への販売手数料については無料とする。

【取扱商品及び付加価値サービス等】

- ・ 酒類の販売は禁止とする。
- ・ 利用者が利用しやすいメニューを企画提案すること。
- ・ 当院への掛売り（2ヶ月後末日払い）が可能であること。（職員個人の掛売りは除く）
- ・ キャッシュレス決済のほか、多様な決済が可能なこと。
- ・ テイクアウトが可能なこと。
- ・ 人間ドック用食事券及び病院見学者用食事券の利用が可能であること。（1ヶ月分を取りまとめて病院に請求）
- ・ 店内で使用する机・椅子については運営者側で用意（現在運営している事業者から無償譲渡を予定している）し、病院の内観を損なわない物品とすること。中古品を使用する場合はプレゼ

ンテーションで説明すること。

- ・ 厨房機器については病院側が用意し、運営者側の責任によらない修理費についても病院が負担する。
- ・ 始業終業時の水道水残留塩素濃度検査を行うこと。
- ・ 院内感染防止の観点から、従業員の健康診断を義務づけること。
- ・ 食中毒防止の観点から、設備の衛生管理、食品の衛生的な取扱いに従事すること。

《添付資料》 資料 1 病院全体図

資料 2 喫茶配置図

資料 3 令和 7 年度 売上実績及び電気・水道使用量